

## 岡山県倉敷市通生・般若院蔵角筆文献『三体詩』『性霊集便蒙』における角筆表記

——近世角筆文献における濁音表記・類音字表記——

柚木 靖史

### はじめに

岡山県倉敷市通生にある般若院<sup>(1)</sup>の蔵書から、角筆文献調査及び文献整理により、四〇点余りの角筆文献が見つかった。角筆調査は、二〇〇三年度から二〇〇八年度にかけて行なったものである。<sup>(2)</sup>般若院蔵書は、その墨書の僧侶名から、江戸時代中期以後の住職が収集したものであると思われる。それら収集した文献を使用して、般若院において、代々の般若院字僧が、仏書、漢籍の読解を行ったと推せられる。したがって、般若院蔵角筆文献の書き込みは、江戸時代中期以降の備前地方の言葉を反映したとみることができる。

これら四〇点の中には、角筆の書き入れの極めて少ないものと、極めて多いものが存するが、ここでは、後者のような角

筆文献を取り上げ、考察することにする。

二〇〇三年から始まった調査で見つかった角筆文献の概要や、角筆の書き込みに見られる音韻的事象については、先にご紹介したところであるが、<sup>(3)</sup>本稿では、それに引き続き、角筆文献の表記的特徴に注目して、報告したい。

般若院蔵角筆文献のうち、『三体詩』(般若院角筆番号8)『性霊集便蒙』(般若院角筆番号16)には、濁音や類音字の書き込みが多く、それらの書き込みもその書体から同一人物と推せられる。

本稿では、同じ人物の書き込みと思われる『三体詩』『性霊集便蒙』を対象に、特に、濁音表記と類音字表記を中心にしなから、角筆文献におけるこれらの表記の特徴について報告する。

## 一 濁音表記について

『三体詩』『性霊集便蒙』において、濁音符合は、「…」の形で、本文の漢字の右肩上に付される。

『三体詩』『性霊集便蒙』に付された「…」は、本濁を示す場合と連濁を示す場合とがある。濁点は、江戸時代の、墨で書かれた文献や印刷された文献には、詳細に付されることはまれである。写本や版本に濁点を付したものが少ないのは、平安時代仮名文学に代表されるように、見た目の美しさを追求し、さらには濁点の無表記を読みこなす教養の高さを示した、伝統的な表記法に沿っているからであろう。ただし、声点付の『古今和歌集』<sup>4</sup>などに代表されるように、仮名文学作品であっても、いったん、研究上の関心が加わると、濁点を付されることが多くなる。<sup>(2)</sup>先にあげた、角筆文献に濁点が詳細に付される所以も、「角筆の書き入れが見た目の美しさに影響しないこと」「学問の場で書き込まれた書き込みであること」というところにあるだろう。

いずれにしても、先の『三体詩』や『性霊集便蒙』は、角筆が書き込まれた近世当時の連濁の実態を知る資料として価値づけられよう。

連濁か本濁かを見極めるにあたり、先に掲げた資料が呉音に

よって読まれたか漢音によって読まれたかということが問題になる。『三体詩』については、用例番号184の「萬里」の「萬」に濁点が付されていることから、呉音の「マン」ではなく、漢音の「バン」と読んだと考えられる。また、用例番号135「層唾」には、「層」に濁点が付されている。「層」は漢音が「ソウ」、呉音が「ゾウ」であり、ここでは熟語の最初の音で、連濁の例ではないから、「ゾウ」の呉音で読んだと考えられる。従って、『三体詩』には、漢音読みと呉音読みが混じり合っていることになる。また、『性霊集便蒙』についても、用例番号345「奉ス」の「奉」に濁音を付した例があり、これは、「奉」を漢音「ホウ」ではなく、呉音「ブ」と読んだと考えられる。また、用例番号297「珍妙」には、「妙」に濁点があり、これは、「妙」を呉音の「メウ」ではなく、漢音の「ベウ」で読んだ例と考えられる。このようなことから、『性霊集便蒙』でも、漢音読みと呉音読みが混じり合っていると判断される。したがって、『三体詩』『性霊集便蒙』では、連濁か本濁かを区別する際には、漢音読みと呉音読みの両方の可能性を考慮しなければならない。

さて、『三体詩』『性霊集便蒙』から、連濁例を拾っていくと、次のようになる。

38 「益州」(「シユ」↓「ジユ」)、45 「楚山」(「サン」↓

「ザン」) 48 「靈山」(「サン」↓「ザン」)、61 「禪師」(「シ」↓

「ジ」、69「秋賦」(「フ」↓「ブ」、79「南方」(「ホウ」↓「ボウ」、89・94・132「青山」(「サン」↓「ザン」、101「嵩山」(「サン」↓「ザン」、112「瀛洲」(「シユ」↓「ジュ」、121「定山」(「サン」↓「ザン」、153「郷山」(「サン」↓「ザン」、159・321「南北」(「ホク」↓「ボク」、172「南山」(「サン」↓「ザン」、197「金山寺」(「サン」↓「ザン」、214「硯山」(「サン」↓「ザン」、218「海山」(「サン」↓「ザン」、226「禪客」(「キヤク」↓「ギヤク」、229「陝州」(「シユウ」↓「ジュウ」、239「刀州」(「シユウ」↓「ジュウ」、259「春山」(「サン」↓「ザン」、266「黄金」(「ゴン」↓「ゴン」、270「平生」(「シヤウ」↓「ジャウ」、272「舊山」(「サン」↓「ザン」、292「蒼山」(「サン」↓「ザン」、294・307「觀察使」(「サツ」↓「ザツ」、300「元興寺」(「コウ」↓「ゴウ」、320「三身」(「シン」↓「ジン」、325「人法」(「ホウ」↓「ボウ」、333「塵沙」(「サ」↓「ザ」、357「三尊」(「ソン」↓「ゾン」、358「先師」(「シ」↓「ジ」、361「生死」(「シ」↓「ジ」、363「群生」(「シヤウ」↓「ジャウ」、364「凡聖」(「シヤウ」↓「ジャウ」、366「数多」(「タ」↓「ダ」、369「萬徳」(「トク」↓「ドク」、

(算用数字は、論文末に掲げた用例一覧の用例番号を示す。濁音符が付された方の漢字に傍線を付した。)

以上示した連濁の例について、連濁する直前の音をみると、

「禪」(ゼン)「南」(ナン)「金」(キン)「硯」(ケン)のようなンか、もしくは、「靈」(リヤウ)「秋」(シウ)「嵩」(スウ)「定」(ヂヤウ)のようなウにほぼ限られる。ンやウの後は濁るといふ現象は、ここでも認められる。

先の例のうち、直前が、ンやウではない連濁の例としては、38「益州」、45「楚山」218「海山」がある。218の「海山」については、おそらく「カイザン」と読むのであろう。イの後の連濁としては、「泰山」(タイザン)「台山」(タイザン)などが、二字で固有名詞となり、二字の結合度が高い場合に認められる。

ここでの、「楚山」についても、「ソザン」で国語辞書には掲載されている<sup>(5)</sup>。「山」については、「火山」「他山」「登山」など、撥音やウが直前になくても連濁している語が多数ある。「益州」については、「エキシウ」として、連濁ではない読みが、『大漢和辞典』<sup>(6)</sup>に掲載されている。当該文献において、「エキジウ」「ヤクジヨウ」あるいは「エキズ」「ヤクス」のように連濁として読まれていたかどうかについては、連濁の確例を他に見いだせないため、不明であるが、固有名詞なので、連濁していた可能性は存する。

さて、『三体詩』と『性霊集便蒙』に角筆で付された濁音符について、例示してきた。私が調査してきた江戸時代の角筆文献のなかでも、これほど詳細に濁音符を書き込んだ文献は珍しい。おそらく、テキストの読みを詳細に勉強した場が、かつて般若

院に存したのである。角筆文献、墨の文献を問わず、詳細に清濁の区別が付された文献が多く見つければ、連濁研究の資料が増すことになる。今回紹介した『三体詩』や『性霊集便蒙』の資料は、特に地方における連濁資料として注目できる。

## 二 類音字表記について

『三体詩』や『性霊集便蒙』には、類音字表記の例も、多数見られる。類音字表記とは、漢字の読みを仮名で表記するかわりに類音あるいは同音の漢字で表記することをいう。その際、画数の少ない漢字を使用するのが原則である。類音字表記は、漢文の訓読などで、古くから行われてきたが、近世の角筆文献に見られる類音字表記は、それとは特徴を異にする。すなわち、漢文訓読などに見られる伝統的な類音字表記は、直音と拗音を区別するために、拗音の漢字に付されることが多いという特徴があるが、近世の類音字表記は拗音にも直音にも付される。さて、般若院の角筆文献の類音字表記には、次のような特徴がみられる。

- ① 必ずしも、本文の漢字より類音字のほうの画数が少ないとは限らない。

例えば、「況」に「況」よりも画数の多い類音字「卿」が

当てられる。ただし、類音字で使われた比較的画数の多い漢字は、行書体をさらに簡略化した字形で、いかなれば記号化されたような字体で書かれているので、必ずしも、類音字のほうの画数が多いとはいえないことを予め付言しておきたい。<sup>(7)</sup>

- ② 拗音だけではなく、直音にも付される。

例えば、「前後」の「後」に、類音字「五」(ゴ)〔「三体詩」中 6丁裏3行目〕が付される。

- ③ 類音字表記には、四つ仮名の乱れが生じている。

例えば、夕行音の「貞」(チヤウ)にザ行音の類音字「上」が当てられる。

- ④ 韻尾の唇内入声「フ」と長音「ウ」を類音字表記では、区別していない。

例えば、「昇」(セウ)にも類音字「少」が当てられ、「撰」(セフ)にも、類音字「少」が当てられる。

- ⑤ 類音字表記に使われる漢字は、ある程度字種が定まっている。特に、同じ漢字には、同じ類音字が対応する傾向がある。

例えば、「黄」に類音字を当てる場合、すべて類音字「光」が当てられる。

ただし、同じ音でも、複数種類の類音字が当てられ、一対一の関係にないものも若干ある。例えば、「ケイ」もしくは

は「キヤウ」と読まれる漢字に、類音字「京」「卿」が使われる。「京」「卿」は、漢音、呉音ともに同じ音である。

⑥ 字音だけでなく、和訓に類音字表記が使われる。

・ 蒙ル 「公ム」ル (『性霊集便蒙』第9冊 8丁裏6行  
目 用例番号175)

以上、『三体詩』や『性霊集便蒙』にみられる類音字表記の特徴をまとめた。ここでいえることは、これらの資料に見られる類音字が伝統的な用法と異なるということである。このことは、中国地方の他の地域から発見された角筆文献の類音字表記についてもいえることであるが、個々の文献において類音字表記の例が必ずしも多いとはいえないこともあり、これまで詳しい考察を保留してきた。しかし、今回は、一文獻から多量に類音字表記の書き入れが見つかったので、角筆の類音字について、いくつかの点から検討することが可能になった。

右の特徴①から⑥のうち、③の四つ仮名の問題、④の入声のウ表記の問題は、音韻的变化によって生じた問題なので、考察からはひとまず外しておく。

さて、ここで、特徴①の類音字の画数の問題や、⑤の類音字の字種の問題を考える。先の①に、伝統的な類音字には、画数の少ない、書写に便利な漢字が当てられるが、江戸時代の角筆文献の類音字は、画数の多い漢字も使われるということを述べ

た。これは、なぜであろうか。

これを考える際に、類音字表記の中に、一つ、注目すべき例がある。それは、本文の「幼」という漢字に。類音字の「幼」を当てた例である。単に、「幼」という漢字の読みを示すだけならば、本文と同じ類音字「幼」で読みを示しても、意味のないことである。読みの不明な本文の「幼」に、読みをつけるならば、片仮名で「ヨウ」もしくは「エウ」と書くか、音の同じ他の類音字で示すかするほうが合理的なはずである。では、このような、本文の漢字とその類音字が同じ漢字である例をどのように考えればよいのであろうか。

ここで可能性として考えられることは、類音字の「幼」は、もはや類音字として記号化しており、「幼」という漢字とは機能が異なるのではないかということである。使用者にとって、すでに漢字「幼」であるという意識はなく、単に「ヨウ」という音を表す記号として意識されていたのではないかと考えるのである。このように考えれば、本文の「幼」に、類音字「幼」が当てられた事情を理解することができよう。ここで書かれた類音字「幼」の字形が、「幼」の草書体をさらに簡略にした形であることも、記号化をうかがわせる。このように考えると、類音字が本文の漢字よりも、画数が少ないという、楷書体に基づいて判断した特徴は、もはや通用しなくなる。記号化し、書体が簡略化されている以上、楷書体としての画数の多少はもはや問

題ではないのである。

では、類音字「幼」は、どんな機能をもった記号であったのだろうか。本文の「幼」に、記号としての類音字「幼」を付さなければならぬような、「ヨウ」という音に関わる江戸時代の音韻的特徴とは、何であろうか。私は音韻上の変化のなかで、近世において、区別が困難になった現象として、開合の区別を考えてみたい。つまり、「幼」の音は、「ヤウ」ではなく「ヨウ」であることを、記号化した類音字「幼」で示したのではないだろうか。この場合、類音字「幼」は、ヤ行合音「ヨウ」を表す記号として使われたと考えるのである。こう考えれば、本文の漢字「幼」と、それに付された類音字「幼」とが、本来同じ漢字を起源とすることも、説明が付くのではないだろうか。「幼」の音は、漢音も呉音も、合音「ヨウ」の漢字である。当該資料において、類音字「幼」は「嬰」「永」「幼」「葉」といったヤ行合音「ヨウ」の漢字にも、「用」「庸」「影」といったヤ行開音「ヤウ」の漢字にも付されている。このことは、もともと開合を異にしていた「嬰」「永」「幼」「葉」と「用」「庸」「影」が、この時代には合音として認識されていたことを示す。記号化した「幼」を付した背景には、開合の乱れにより、開音か合音かということが紛らわしくなっていたということがあるのではないだろうか。

以上のことを証明するためには、他の行の開音や合音の漢字

に、どのような類音字が付されているかを確かめなければならない。以下、そのことを、検討する。

まず、類音字「光」について検討する。「光」は、漢音も呉音もカ行合拗音の開音「クワウ」である。ここで、合拗音「クワウ」が直音「カウ」に発音されていたかどうか、問題であるが、先に拙稿で、『三体詩』『性靈集便蒙』では、合拗音は保たれていたと結論付けた。この類音字「光」は、当該資料では、「黄」「皇」「隍」といったすべてカ行合拗音「クワウ」の漢字に付されている。したがって、類音字「光」は、カ行合拗音の開音「クワウ」の読みを示す記号として用いられたと考える。

次に、類音字「公」について検討する。「公」は、漢音がカ行合音「コウ」で、呉音が「ク」である。「公」が、「興」や「行」など、「ク」の音を持たない漢字に付されていることから、「公」は、漢音「コウ」を示す類音字として使われたと考えてよい。さて、当該資料において、「公」は、「後」「喉」「弘」「興」「肱」「洪」「工」「構」といったカ行合音「コウ」の音に付された例や、「更」「香」「教」「鋼」「昊」「衡」「康」「行」「綱」「響」「嚮」といったカ行開音「カウ」の音に付された例、さらに、「絳」「浩」「峽」「虹」「蒿」「控」「考」といったカ行合音「コウ」、カ行開音「カウ」、両方の音の可能性の存する漢字に付されている。類音字「公」が、カ行合音「コウ」を示すとすると、もともと開音「カウ」であった「更」「香」「教」「鋼」といった漢字は、当



時すでに「コウ」という合音であり、もともと合音である「後」  
「喉」などと同じ音として認識されていたことになる。ちなみに、  
もともと唇内入声音「カフ」の「甲」に、「公」が付されたのは、  
入声ですでにウ音便化して「コウ」となっていたことを、「示す  
のである。類音字「公」は、カ行の合音「コウ」の読みを示  
す記号として用いられたと考える。

次に、類音字「行」について検討する。「行」の音は、慣用音  
が「ギヤウ」、漢音が「カウ」、呉音が「ギヤウ」、唐宋音が「ア  
ン」である。

当該資料で、類音字「行」は、ガ行拗長音の合音「ギヨウ」  
の「澆」に付され、また、開音「ギヤウ」と合音「ギヨウ」の  
両方の音の可能性のある「業」にも付されている。これらの漢  
字には、「カウ」や「アン」の音がないので、「行」は、慣用音  
「ギヤウ」もしくは呉音「ギヤウ」の音で使われたと考えられる。  
先に「公」は、漢音の「コウ」が採用されていたのに対して、  
「行」は呉音の「ギヤウ」が採用されているので、類音字は漢音  
が採用される場合も、呉音が採用される場合もあったというこ  
とになる。さて、「行」が付された「澆」「業」は、恐らく同音  
と解され、いずれも「ギヤウ」という開音と認識されたのでは  
なからうか。もちろん、類音字「行」の開合の方が既に合音化  
して、「ギヨウ」となっており、「澆」「業」の音が、「ギヨウ」  
であったという可能性も考えられなくはない。しかし、私とし

ては、先の類音字「幼」について説明したように、類音字は、  
開合を区別する記号的な文字として使用されたとみたい。記号  
化した類音字「行」の示す音は、本来の音である開音「ギヤウ」  
を表していたと考えたい。記号化した類音字自体は、元の開合  
を反映していると考えた方が、記号として機能的であると見え  
たい。ちなみに、類音字「行」の書体も、簡略化された字体で  
書かれている。

次に、類音字「京」「郷」について考える。

ここで、「京」「郷」を合わせて考えるのは、類音字「京」が  
付された本文の漢字「香」と、類音字「郷」が付された本文の  
漢字「況」は、どちらも漢音が「カウ」で、呉音が「キヤウ」  
の同音字だからである。類音字「京」は、漢音が「ケイ」で、  
呉音が「キヤウ」であり、類音字「郷」は、漢音が「キヤウ」  
で呉音が「カウ」である。「香」には「ケイ」の音がないので、  
類音字「京」の音のうち、呉音の「キヤウ」が採用され、ここ  
での「香」の音が「カウ」ではなく「キヤウ」であることを示  
していると考えられる。一方、類音字「郷」は、呉音「カウ」  
が採用され、ここでの「況」の音が「カウ」であることを示し  
ていると考えられる。こう考えることによって、本文の漢字と  
それに付された類音字との間に一対一の関係が成り立つ。

次に、サ行・ザ行の類音字「少」「上」について述べる。類音  
字「少」は、漢音、呉音ともに「セウ」（「シヨウ」として解さ

れていたと考えられる)で、類音字「上」は、漢音が「シヤウ」、呉音が「ジヤウ」である。類音字「上」の漢音、呉音どちらを採用したかという点については、「上」は「誠」や「静」(いずれも、漢音「セイ」、呉音「ジヤウ」)に付された例があることから、呉音の「ジヤウ」が採用されたと考えられる。一方、類音字「少」は、サ行拗長音の合音「シヨウ」を表したと考えられ、類音字「上」がサ行拗長音の開音を示し、類音字「少」は、サ行拗長音の合音を示し、「上」「少」は異なる音を示す記号として用いられたと考えたい。そうだとすれば、もともとサ行拗長音の開音の「シヤウ」であって、ここで類音字「少」が当てられている「床」「整」「瘴」「晶」「翔」「象」「璋」「障」「精」「匠」は、当時、合音「シヨウ」と発音されていたことになる。また、類音字「上」の表す音が開音の「ジヤウ」だとすると、もともと合音の「ジヨウ」であった「繩」「丞」は、当時、開音の「シヤウ」で発音されていたことになり。開合の変化が、必ずしも、開音から合音への変化だけでなく、合音から開音への変化もあったことを示す。ただ、当該資料において、「上」が付された漢字は、もともとサ行拗長音の開音の「ジヤウ」であった漢字に付された例が大半を占める。

次に、類音字「長」についてであるが、「長」の音は、漢音が「チャウ」、呉音が「ヂヤウ」で、漢音、呉音いずれにしてもともとは、開音である。ここでも、類音字「長」は、漢音が採

用され、タ行拗長音の開音「チャウ」を示したと考える。当該文献には、例えば、「跳龍」(『性靈集便蒙』第4冊 12丁表6行目 用例番号16)のように熟語の一字目の漢字「チヨウ」に付されることがあり、このような例の存在を考えると、呉音「ヂヤウ」ではなく、漢音「チャウ」が採用されたと考える。「長」が付された本文の漢字は、本来、タ行拗長音の合音「チヨウ」の「眺」「凋」「釣」「迢」「微」「召」「跳」「寵」「朝」と、本来、タ行拗長音の開音「頂」「町」である。「長」は、これら、本来はタ行拗長音の合音の漢字であった「眺」「凋」「釣」「迢」「微」「召」「跳」「寵」「朝」が、開音化してタ行拗長音の開音になっていたことを示していると考ええる。とすれば、ここでも、「上」に見られたように、本来、合音であった音を、開音に発音する現象が存したということになる。ただ、本文の漢字と類音字との関係を一対一とするならば、タ行拗長音の合音「チヨウ」の音を示す類音字が存在してよいことになるが、これに当たる類音字は見いだしていない。

当該文献には、他にマ行拗長音の合音を示すと思われる類音字「妙」が、本文の漢字「苗」に付された例、ラ行拗長音開音を示すと思われる類音字「画」が、本文の漢字「龍」「菱」「繚」「料」「楞」「療」に付された例、ワ行開音を示すと思われる類音字「王」が、本文の漢字「黄」「皇」に付された例が存する。

このように、類音字は、主として開合が問われる漢字に付さ



れている。このことから、類音字の機能の一つとして、類音字を付して開合の区別を示すということがあったのではないかと予想する。伝統的な類音字は、拗音に付されることが多かった。これは、特に上代中古において、和語の音として存在しなかった拗音を、漢字の音として強く意識することが背景にあったと思われる。同じように、江戸時代の類音字においても、当時、漢字の音の問題として強く意識していた開合の別ということが背景にあったと思われる。こう考えると、漢字音の問題として強く意識された場合に、類音字を使用するという点では、伝統的な類音字の使い方と江戸時代角筆にみられる類音字の使い方は、共通点が認められることになる。ただし、類音字「幼」が、本文の漢字「幼」に付された例にみられるように、江戸時代の類音字は記号化しており、本文の漢字と類音字との間に一対一の関係が成立していたものと考ええる。

それでは、漢字の音の問題として強く意識していた開合の別を類音字が担ったとすると、次のように開合と関わらない類音字はどのようにみたらよいのだろうか。

開合と関わらない類音字としては、「犬」「五」「千」が使われている。類音字「犬」の音は、「ケン」である。類音字「犬」は、本文の漢字「鵬」に付されている。類音字「五」の音は、「ゴ」である。類音字「五」は、本文の漢字「後」に付されている。さらに、類音字「千」の音は、「セン」である。類音字「千」は、

本文の漢字「宣」「羨」「浅」に付されている。これら「犬」「五」「千」は、一見、開合などの音韻的事象とは無縁で、難しい読み「鵬」などを、当該字よりも画数の少ない類音字で示しただけのようにもみえる。ただ、私は、これらの漢字も、江戸時代において、漢字の音の問題として意識されていた問題と関わって付されたと考えている。その漢字の音の問題というのは、本論文の第一章で示した清音か濁音かということである。

開合の区別と同じように、漢字の音の清濁の区別も、江戸時代当時、漢字の音を示す時の問題として意識されたはずである。第一章に示したような、濁音符「…」が付される例の多さにも、当該文献に角筆を書き入れた人の、清濁に対する意識の強さやうかがわれる。

類音字「犬」(ケン)は、人名である「杜鵬」の「鵬」が連濁して、「ゲン」になっておらず、「犬」(ケン)という清音で読むことを示し、類音字「後」は、「前後」の「後」が、「五」(ゴ)という濁音(呉音で本濁)で読むことを示していると考えてはどうだろうか。さらに、類音字「千」は、「セン」で、語頭の清音を表したり、「頒宣」や「陽羨」のような連濁を起しやすいの後やウの後でも、連濁していないことを示していると考えたい。先に、類音字は、江戸時代において、漢字の音の問題として意識していた開合の別を類音字が担ったと書いたが、正確に言うと、類音字や清濁など、江戸時代において、漢字の音の

問題として、特に区別の迷う問題について意識していたものの区別の方法として、類音字が機能していたと考えたい。漢字の音の区別が基本にあるということは、一つの音に一类音字という原則があつてはじめて、類音字として成立するのではないだろうか。当該文献の類音字も、推定の域を出ないところもあるが、それぞれの類音字の用法を吟味すると、このように一つの音に一类音字と考えて、少なくとも矛盾しないようにみえる。

さらに補足的に他の例についていうと、訓点資料に付される伝統的な類音字表記は、字音を示すのに使われるが、次のように、和訓を示すためにも類音字表記が使われている。

・蒙ル 「公ム」ル (『性霊集便蒙』第9冊 8丁裏6行目  
用例番号175)

この例は、「蒙ル」の和訓を単に類音字と片仮名を交えて、表記したとは考えにくい。単に訓を示すのなら、伝統的な表記法である片仮名表記で、「カウムル」と書けばよいはずである。ここで「公」を用いたのも、やはり、今まで述べてきた音を示した類音字と同じように、開合の区別を示すために使われたとみる。すなわち、「公」は、カ行の合音を示し、ここでは、「蒙ル」を開音「カウムル」ではなく、合音「コウムル」と読むことを示すために用いたものと考ええる。「蒙ル」の歴史的仮名遣は「カ

ウムル」という開音である。ここでは、当時の発音が「コウムル」という合音であることを、示したのである。もともと開音であるところに合音の「公」を書き入れるという点は、本文の読み方に、実際の発音を反映させるという角筆の特徴をよく示してもいる。

#### おわりに

以上、般若院角筆文献『三体詩』『性霊集便蒙』の二文献に書き入れられた角筆の例をとりあげ、とくに、濁音符、類音字という表記の面から、その特徴をみてきた。角筆の濁音符、類音字の検討からみてきたことは、これらの文献に角筆を書き入れた人物は、江戸時代において、漢字の音として、特に問題となっていた清濁の別や開合の別ということに、強い意識を持っていたということである。そして、特に、類音字については、この文献においては、一つの音に一つの類音字が対応するというように、開合や清濁の区別を示す手段として使用されたことを述べた。

ただ、このことが、今回取り上げた文献だけにみられる現象なのか、江戸時代の角筆文献に書き入れられた類音字全体についていえることなのかについては、不明である。筆者は、これまで、江戸時代の角筆文献を調査してきたが、その特徴の一つ

として、類音字の使用例の多さを挙げたい。この類音字の使用例の多さには、なにか背景となることがあるはずである。今後、今回事べたような、記号としての類音字という観点から、他の角筆の書き入れの例について、精査していきたい。

〔付記〕

この度の般若院蔵書の調査にあたっては、般若院ご住職の本山瑞峰氏に多大なご厚情を賜った。また、調査の折ごとに、岡山県立博物館の館長をはじめ職員の方々、特に学芸員の中田枝里子氏には、一方ならぬお世話をいただいた。記して深謝申し上げる次第である。

注

- (1) 般若院は、通生山神宮寺般若院と号し、倉敷市通生にある真言宗御室派の寺院である。
- (2) 角筆文献の詳細は、拙稿「岡山県倉敷市通生在般若院蔵角筆文献における音韻的特徴について」(『広島女学院大学国語国文学誌』第38号、平成21年12月発行を参照いただきたい)。
- (3) 注2に同じ。
- (4) 度会延明『古今訓点抄』、下河辺長流『古今集聞書』など。
- (5) 『日本国語大辞典』(小学館 旧版)では、「楚山」に、「そんさん」と見出しを立てる。
- (6) 『大漢和辞典』(諸橋轍次著 大修館書店)
- (7) 画数の多い類音字は、「郷」は「郷」、「幼」は「幼」、「両」は「両」、「長」は「長」、「法」は「法」、「妙」は「妙」のような字形

で書かれる。

- (8) 注2に同じ。

濁音表記例一覧表

〔三体詩〕

(三体詩 卷中)

- ・1 残雪『残』の右上(1丁裏4行目)・2 殷堯藩『堯』の右上(1丁裏7行目)・3 野棠『棠』の右上(2丁表9行目)・4 兵合『合』の右上(3丁表10行目)・5 青山『山』の右上(3丁裏5行目)・6 事故『事』の右上(4丁表3行目)・7 宦情『情』の右上(4丁表6行目)・8 同前『前』の右上(4丁表7行目)・9 絶『絶』の右上(4丁表8行目)・10 落日『日』の右上(4丁表8行目)・11 九疑『疑』の右上(4丁表9行目)・12 儼然『儼』の右上(5丁表5行目)・13 二女『二』の右上(5丁裏10行目)・14 二女『女』の右上(5丁裏10行目)・15 晚『晚』の右上(5丁裏9行目)・16 謝約『謝』の右上(5丁裏10行目)・17 熟シ『熟』の右上(5丁裏10行目)・18 龍泉寺『寺』の右上(6丁表9行目)・19 絶『絶』の右上(6丁表9行目)・20 寒岩『岩』の右上(6丁裏2行目)・21 嵩山『山』の右上(7丁裏6行目)・22 人世『人』の右上(7丁裏8行目)・23 巖士元『元』の右上(8丁表6行目)・24 情東道『情』の右上(8丁表9行目)・25 情東道『道』の右上(8丁表9行目)・26 城邊『城』の右上(8丁裏5行目)・27 江上『上』の右上(8丁裏5行目)・28 聖代『代』の右上(8丁裏6行目)・29 暫時『暫』の右上(8丁裏7行目)・30 暫時『時』の右上(8丁裏7行目)・31 藍田『田』の右上(8丁裏10行目)・32 漠然『漠』の右上(9丁表2行目)・33 益州『州』の右上(9丁表5行目)・34 住事『住』の右上(9丁表5行目)・35 山形『形』の右上(9丁表5行目)・36 靈山『山』の右上(11丁表5行目)・37 吟シテ『吟』の右上(12丁表5行目)・38 寂寞『寞』の右上(12丁表5行目)・39

夢徐孺『孺』の右上(12丁表6行目)・40 隋宮『隋』の右上(12丁裏4行目)・41 玉璽『璽』の右上(12丁裏8行目)・42 情『情』の右上(丁表1行目)・43 漠漠『漠』(二字目)の右上(14丁表5行目)・44 江上『上』(二字目)の右上(14丁表5行目)・45 楚山『山』の右上(14丁表6行目)・46 萬井『萬』の右上(14丁表7行目)・47 上方『上』の右上(14丁表7行目)・48 吟戌『吟』の右上(14丁裏8行目)・49 銅臺『銅』の右上(15丁表8行目)・50 瀛洲『洲』の右上(16丁裏5行目)・51 海岸『岸』の右上(16丁裏6行目)・52 王山人『人』の右上(19丁表3行目)・53 子母『母』の右上(19丁表5行目)・54 元達『元』の右上(19丁裏6行目)・55 事往『事』の右上(20丁表4行目)・56 開河『河』の右上(20丁表5行目)・57 千載『載』の右上(20丁表9行目)・58 虜塵『塵』の右上(20丁裏9行目)・59 承塵『承』の右上(21丁表3行目)・60 承塵『塵』の右上(21丁表3行目)・61 城外『城』の右上(21丁表7行目)・62 馬相如『馬』の右上(22丁裏3行目)・63 世情『情』の右上(23丁裏2行目)・64 吟『吟』の右上(24丁裏10行目)・65 禪師『師』の右上(26丁表3行目)・66 居士『士』の右上(26丁表3行目)・67 石床『床』の右上(26丁表7行目)・68 儼然『然』の右上(26丁表8行目)・69 久住『住』の右上(26丁裏2行目)・70 漠漠『漠』の右上(26丁裏2行目)・71 定山『山』の右上(26丁裏3行目)・72 蛮溪『蛮』の右上(27丁表3行目)・73 録事『事』の右上(27丁裏9行目)・74 峯後『後』の右上(28丁表6行目)・75 独樹『独』の右上(28丁裏4行目)・76 独樹『樹』の右上(28丁裏4行目)・77 白鶴『鶴』の右上(28丁裏8行目)・78 参同『同』の右上(28丁裏10行目)・79 美ナレドモ『美』の右上(29裏10行目)・80 重重『重』(二字目)の右上(30丁表3行目)・81 重重『重』(二字目)の右上(30丁表3行目)・82 秋賦『賦』の右上(30丁表7行目)・83 従事『従』の右上(31丁表7行目)・84 従事『事』の右上(31丁表7行目)・85 属シ『属』の右上(32丁裏2行目)・86 悵

望『望』の右上(32丁裏4行目)・87 舊物『物』の右上(32丁裏5行目)・88 孟侍御『侍』の右上(32丁裏10行目)・89 熟『熟』の右上(33丁表4行目)・90 麦隴『麦』の右上(33丁表10行目)・91 青山『山』の右上(33丁裏2行目)・92 鳥道『道』の右上(33丁裏7行目)・93 十二『十』の右下(33丁裏7行目)・94 清梵『梵』の右上(34丁表8行目)・95 塵事『塵』の右上(34丁表7行目)・96 塵事『事』の右上(34丁表7行目)・97 層岨『層』の右上(34丁裏4行目)・98 閑事『事』の右上(34丁裏4行目)・99 情『情』の右上(35丁表5行目)・100 情『情』の右上(36丁表4行目)・101 南方『方』の右上(36丁表4行目)・102 江上『上』の右上(36丁裏7行目)・103 武皇『武』の右上(36丁裏10行目)・104 両鬢『鬢』の右上(37丁表6行目)・105 独往『独』の右上(38丁表5行目)・106 水田『田』の右上(38丁裏7行目)・107 童子『童』の右上(39丁表9行目)・108 童子『子』の右上(39丁表9行目)・109 南岳『岳』の右上(39丁裏5行目)・110 姦邪『邪』の右上(40丁表7行目)・111 原廟『原』の右上(40丁裏10行目)・112 瘦馬『馬』の右上(42丁表2行目)・113 豎儒『儒』の右上(42丁表2行目)・114 千載『載』の右上(42丁表2行目)・115 雙童『童』の右上(42丁表6行目)・116 青山『山』の右上(42丁表6行目)・117 萬古『萬』の右上(42丁表7行目)・118 十餘『十』の右下符(44丁表8行目)

(三体詩 中巻中)  
 ・119 原廟『廟』の右上(40丁裏10行目)・120 胡兎『兎』の右上(41丁裏9行目)

(三体詩 中巻下)  
 ・121 塵世『塵』の右上(2丁表4行目)・122 前朝『前』の右上(2丁表3行目)・123 自吟『自』の右上(5丁表4行目)・124 銷亡『亡』の右上(5丁表10行目)・125 芳辰『辰』の右上(6丁表4行

- 目・126 恵山寺 『寺』の右上(7丁表3行目)・127 重塔 『重』の右上(7丁表5行目)・128 蒲洞寺 『寺』の右上(7丁表7行目)
- (三体詩 下巻)
- ・129 平蕪 『蕪』の右上(2丁裏9行目)・130 午時 『時』の右上(4丁裏9行目)・131 官樹 『樹』の右上(4丁裏10行目)・132 章八元 『元』の右上(5丁裏8行目)・133 古茂 『茂』の右上(5丁裏9行目)・134 刀州 『州』の右上(6丁裏3行目)・135 孤山寺 『寺』の右上(6丁裏10行目)・136 草樹 『樹』の右上(7丁裏2行目)・137 忘スル 『忘』の右上(7丁表8行目)・138 同ス 『同』の右上(7丁裏10行目)・139 秋後 『後』の右上(7丁裏9行目)・140 萬房 『房』の右上(7丁裏6行目)・141 鯨 『鯨』の右上(7丁裏4行目)・142 萬里 『萬』の右上(8丁裏3行目)・143 隋城 『隋』の右上(8丁裏3行目)・144 甘露寺 『寺』の右上(8丁裏5行目)・145 島上 『上』の右上(8丁裏6行目)・146 孤絶 『絶』の右上(8丁裏7行目)・147 千尋 『尋』の右上(8丁裏7行目)・148 勝果寺 『寺』の右上(8丁裏7行目)・149 僧房 『房』の右上(8丁裏8行目)・150 蕭寺 『寺』の右上(8丁裏8行目)・151 呉地 『呉』の右上(8丁裏8行目)・152 呉地 『地』の右上(8丁裏8行目)・153 微官 『微』の右上(9丁裏10行目)・154 羸馬 『馬』の右上(10丁裏6行目)・155 松樹 『樹』の右上(11丁裏7行目)・156 薦福寺 『寺』の右上(11丁裏10行目)・157 禪師ノ房 『禪』の右上(11丁裏10行目)・158 禪師ノ房 『師』の右上(11丁裏10行目)・159 禪師ノ房 『房』の右上(11丁裏10行目)・160 晩 『晩』の右上(12丁表3行目)・161 江上 『上』の右上(12丁裏2行目)・162 上都 『上』の右上(12丁裏2行目)・163 武陵 『武』の右上(12丁裏5行目)・164 狐塵 『塵』の右上(13丁表2行目)・165 晴原 『原』の右上(13丁表2行目)・166 微ナリ 『微』の右上(13丁表6行目)・167 高河 『河』の右上(13丁表6行目)・168 金山寺 『山』の右上(14丁表1行目)・169 金山寺 『寺』の右上(14丁表2行目)・170 樹影 『樹』の右上(14丁表3行目)・171 後夜 『後』の右上(14丁表10行目)・172 霧露 『霧』の右上(14丁表10行目)・173 許棠 『棠』の右上(14丁裏3行目)・174 春山 『山』の右上(14丁裏5行目)・175 萬壑 『萬』の右上(15丁表6行目)・176 萬壑 『壑』の右上(15丁表6行目)・177 漢女 『女』の右上(15丁表7行目)・178 百重 『重』の右上(15丁表6行目)・179 十二時 『十』の右上(15丁裏3行目)・180 十二時 『時』の右上(15丁裏3行目)・181 別後 『後』の右上(15丁裏5行目)・182 山木 『木』の右上(15丁裏5行目)・183 山上 『上』の右上(16丁表4行目)・184 丘義興 『義』の右上(16丁表5行目)・185 古時 『時』の右上(16丁表8行目)・186 情 『情』の右上(16丁表3行目)・187 無能 『無』の右上(16丁表4行目)・188 杖 『杖』の右上(16丁表3行目)・189 江上 『上』の右上(18丁裏3行目)・190 開士 『士』の右上(18丁裏6行目)・191 常道 『道』の右上(18丁裏6行目)・192 黄金 『金』の右上(19丁裏5行目)・193 郷山 『山』の右上(20丁表4行目)・194 百舌 『舌』の右上(20丁表2行目)・195 山寺 『寺』の右上(20丁表10行目)・196 千樹 『樹』の右上(20丁裏9行目)・197 破山寺 『寺』の右上(21丁表6行目)・198 熟ス 『熟』の右上(22丁表4行目)・199 柳条 『条』の右上(22丁裏7行目)・200 田田 『田』(二字目)の右上(25丁表10行目)・201 南北 『北』の右上(25丁表9行目)・202 來時 『時』の右上(25丁裏3行目)・203 時節 『時』の右上(26丁表6行目)・204 去馬 『馬』の右上(26丁表9行目)・205 及第 『第』の右上(26丁表10行目)・206 三十年 『十』の右上(27丁表4行目)・207 微詔 『詔』の右上(27丁表5行目)・208 平生 『生』の右上(27丁裏2行目)・209 水棚 『棚』の右上(27丁裏9行目)・210 棧道 『道』の右上(28丁表3行目)・211 海樹 『樹』の右上(28丁表10行目)・212 汝墳 『汝』の右上(29丁表4行目)・213 多病 『病』の右上(29丁表6行目)・214 汝墳 『汝』の右上(29丁表6行目)・215 俗事 『俗』の右上(31丁表3行目)・216 俗事 『事』の右上(31丁表3行目)・217 南山 『山』の右上(31丁表7行目)・218 住

ス『住』の右上(31丁表5行目)・219 昔事『事』の右上(31丁表5行目)・220 司馬『馬』の右上(31丁表4行目)・221 下第『第』の右上(31丁裏2行目)・222 舊山『山』の右上(31丁裏3行目)・223 寓居『寓』の右上(31丁裏7行目)・224 諸童子『童』の右上(32丁裏4行目)・225 諸童子『子』の右上(32丁裏4行目)・226 道経『道』の右上(33丁表6行目)・227 絶妙『絶』の右上(33丁表3行目)・228 時中『時』の右上(33丁表8行目)・229 断テ『断』の右上(33丁表8行目)・230 学『学』の右上(33丁表8行目)・231 母潜『母』の右上(33丁裏6行目)・232 別時『别』の右上(33丁裏8行目)・233 白日『日』の右上(33丁裏10行目)・234 寂滅『寂』の右上(34丁表5行目)・235 楚田『田』の右上(34丁表10行目)・236 月俸『月』の右上(34丁裏3行目)・237 銅泉『銅』の右上(34丁裏5行目)・238 竹外『外』の右上(34丁裏5行目)・239 香積寺『積』の右上(35丁表9行目)・240 硯山『山』の右上(36丁表2行目)・241 魚梁『魚』の右上(36丁表4行目)・242 别事『事』の右上(36丁裏10行目)・243 歌處士『士』の右上(37丁裏1行目)・244 離別『别』の右上(37丁裏2行目)・245 晚風『晚』の右上(37丁裏3行目)・246 川原『原』の右上(37丁裏3行目)・247 重城『重』の右上(37丁裏6行目)・248 深語『語』の右上(37丁裏6行目)・249 秋晚『晚』の右上(38丁表2行目)・250 霜後『後』の右上(38丁表3行目)・251 海山『山』の右上(38丁表4行目)・252 南蹤跡『跡』の右上(38丁表9行目)・253 両河『河』の右上(38丁裏5行目)・254 水寺『寺』の右上(38丁裏9行目)・255 無際『無』の右上(39丁表3行目)・256 後虚『後』の右上(39丁表5行目)・257 空堂『堂』の右上(39丁表8行目)・258 二更『二』の右上(39丁表8行目)・259 禪客『禪』の右上(40丁表5行目)・260 禪客『客』の右上(40丁表5行目)・261 木魚『魚』の右上(40丁表6行目)・262 薄田『田』の右上(41丁表10行目)・263 蒼山『山』の右上(41丁裏5行目)・264 方士『士』の右上(41丁裏10行目)・265 陝州『州』の右上(42丁表2行目)・266 眺望『望』の

右上(42丁表2行目)・267 原色『原』の右上(42丁表5行目)・268 萬里『萬』の右上(42丁表5行目)・269 野寺『寺』の右上(42丁表10行目)

〔性霊集使蒙 第四冊〕

・270 詔勅『詔』の右上(15丁表1行目)・271 真行『行』の右上(20丁表3行目)・272 珍妙『妙』の右上(22丁表3行目)・273 白姫『白』の右上(23丁表5行目)・274 妙章『妙』の右上(24丁裏5行目)・275 元興寺『元』の右上(32丁表2行目)・376 元興寺『興』の右上(32丁表2行目)・277 盤薄『盤』の右上(39丁裏5行目)・278 元元『1字目ノ元』の右上(50丁表5行目)・279 元元『2字目ノ元』の右上(50丁表5行目)・280 觀察使『察』の右上(53丁表4行目)・281 江海『江』の右上(66丁裏5行目)

〔性霊集使蒙 第五冊〕

・282 諸蕃『蕃』の右上(7丁裏6行目)・283 率然『然』の右上(11丁表1行目)・284 小願『願』の右上(12丁裏5行目)・285 觀察使『察』の右上(13丁表4行目)・286 真道『道』の右上(14丁裏4行目)・287 弘道『道』の右上(15丁表5行目)・288 大雅『大』の右上(18丁表4行目)・289 貞元『元』の右上(15丁裏3行目)・290 白象『白』の右上(19丁表5行目)・291 人『人』の右上(28丁表3行目)・292 中丞『丞』の右上(29丁裏6行目)・293 大都『大』の右上(29丁裏6行目)・294 以聞『聞』の右上(35丁表4行目)・295 三身『身』の右上(40丁裏4行目)・296 南北『北』の右上(46丁裏4行目)・297 留住『住』の右上(42丁表6行目)・298 状『状』の右上(47丁裏6行目)

〔性霊集使蒙 第六冊〕

・299 大我『大』の右上(1丁裏5行目)・300 講匠『匠』の右上



(17丁表3行目)・301 人法『法』の右上(24丁表4行目)・302 五大  
 『大』の右上(27丁裏6行目)・303 弟子『弟』の右上(36丁表4行  
 目)・304 有情『情』の右上(49丁裏3行目)・305 非情『情』の右上  
 (49丁裏3行目)

〔性霊集便蒙 第七冊〕

・306 大我『大』の右上(3丁表5行目)・307 大我『我』の右上  
 (3丁表5行目)・308 塵沙『塵』の右上(3丁表5行目)・309 塵沙  
 『沙』の右上(3丁表5行目)・310 悲幢『幢』の右上(13丁表4行  
 目)・311 物我『物』の右上(29丁表3行目)・312 物我『我』の右上  
 (29丁表3行目)・313 大我『大』の右上(46丁裏5行目)・314 大我  
 『我』の右上(46丁表5行目)・315 拔濟『拔』の右上(57丁裏3行  
 目)・316 悲願『願』の右上(57丁裏3行目)・317 大同『大』の右上  
 (59丁表2行目)・318 大同『同』の右上(59丁表2行目)・319 奉ス  
 『奉』の右上(59丁裏4行目)・320 提婆『提』の右上(60丁表3行目)

〔性霊集便蒙 第八冊〕

・321 五大『大』の右上(6丁表5行目)・322 先師『師』の右上  
 (6丁裏5行目)・323 都史陔『陔』の右上(7丁表6行目)・324 謹  
 『謹』の右上(13丁表3行目)・325 招堤寺『堤』の右上(20丁裏6行  
 目)・326 達嘶『達』の右上(20丁裏6行目)・327 生死『死』の右上  
 (25丁裏6行目)・328 事法『事』の左上(29丁裏6行目)・329 無碍  
 『碍』の右上(32丁表6行目)・330 達嘶『嘶』の右上(33丁表4行  
 目)・331 群生『生』の右上(42丁裏5行目)・332 女息『女』の右上  
 (43丁表2行目)・333 本誓『誓』の右上(45丁表3行目)・334 堂  
 『堂』の右上(55丁表4行目)・335 臺上『上』の右上(55丁表4行  
 目)・336 心地『地』の右上(61丁表4行目)・337 合會『合』の右下  
 (62丁表2行目)・338 三尊『尊』の右上(72丁表4行目)・339 凡聖  
 『聖』の右上(52丁裏3行目)・340 情塵『塵』の右上(54丁裏6行

目)・341 數多『多』の右上(81丁裏5行目)

〔性霊集便蒙 第九冊〕

・342 聚幢『聚』の右上(12丁表1行目)・343 聚幢『幢』の右上  
 (12丁表1行目)・344 萬德『德』の右上(12丁表2行目)・345 紹構  
 『紹』の類音字表記の『上』の右上(13丁表4行目)・346 能事『事』  
 の右上(24丁表1行目)・347 乗教『乘』の右上(32丁表3行目)・348  
 源『源』の右上(35丁裏5行目)・349 上下『下』の右上(42丁裏5  
 行目)

〈類音字表記一覽〉

〔三体詩 中〕

・1 凌歊『京』(2丁表6行目)・2 戍樓『干』(3丁表10行  
 目)・3 黃葉『光ヨウ』(4丁表2行目)・4 杜鵑『犬』(4丁  
 表8行目)・5 菱華『両』(4丁裏2行目)・6 前後『五』(6  
 丁裏3行目)・7 絳幘『公』(6丁裏8行目)・8 閭闔『少』  
 (6丁裏10行目)・9 袞龍『両』(7丁表2行目)・10 巫峡『フ  
 公』(8丁裏3行目)・11 凋弊『長』(10丁裏7行目)・12 昇沈  
 『少チン』(23丁裏2行目)・13 石床『少』(26丁表7行目)・14  
 絶頂『長』(29丁表6行目)・15 浩歎『公』(30丁裏6行目)・16  
 眺望『長』(32丁表3行目)・17 繚垣『両』(32丁裏4行目)・18  
 前実後虚『公』『後』の右傍(32丁裏9行目)・19 峽巾『公』  
 (33丁裏3行目)・20 屨廊『長』(34丁裏5行目)・21 趨跳『京』  
 (36丁表4行目)・22 趨跳『長』(36丁表4行目)・23 武皇『光』  
 (36丁裏10行目)・24 玉皇『光』(37丁裏8行目)・25 砂床『上』  
 (37丁裏6行目)・26 黃菊『光』(38丁表9行目)・27 香壇『京』  
 (39丁表10行目)・28 頂糸『長』(42丁表4行目)

〔三体詩 下〕

・29 住「干」(4丁表4行目)・30 晚眺「長」(4丁表7行目)・  
 31 教授「公」(5丁表7行目)・32 静渚「上」(7丁表7行  
 目)・33 釣家「長」(9丁表3行目)・34 嫋嫋「上」(一字目  
 『嫋』(9丁表8行目)・35 静林寺「上」(9丁裏1行目)・36 遣  
 蹤「少」(9丁裏3行目)・37 梁銅「両」(9丁裏7行目)・38  
 梁銅「光」(9丁裏7行目)・39 啼螿「少」(10丁裏2行目)・40  
 迢迢トノ「長」(10丁裏5行目)・41 菱「両」(11丁裏9行目)・  
 42 孟浩然「公」(15丁裏9行目)・43 郭良「両」(16丁表2行  
 目)・44 寒更「公」(右傍)「公」(左傍) (16丁表8行目)・45 陽羨  
 「千」(16丁表8行目)・46 良宵「両」(16丁裏7行目)・47 良宵  
 「少」(16丁裏7行目)・48 微官「長」(18丁裏8行目)・49 寒宵  
 「少」(20丁裏8行目)・50 顧況「卿」(20丁表2行目)・51 五更  
 「公」(20丁表3行目)・52 香茗「公」(20丁表9行目)・53 香醪  
 「公」(22丁表4行目)・54 虹蛻「公」(28丁表3行目)・55 別業  
 「行」(29丁表4行目)・56 苗侵「妙」(33丁表6行目)・57 香  
 「公」(34丁表5行目)・58 香積寺「公」(35丁表9行目)・59 孟  
 浩然「公」(36丁表2行目)・60 魚梁「両」(36丁表4行目)・61  
 菜苗「妙」(36丁表10行目)・62 徐晶「少」(36丁裏5行目)・63  
 龍翔「両」(36丁裏6行目)・64 龍翔「少」(36丁裏6行目)・65  
 南蹤跡「少」(38丁表9行目)・66 香門「公」(39丁表2行目)・  
 67 蟄龍「両」(39丁表3行目)・68 二更「公」(39丁表8行  
 目)・69 瘴癘「少」(41丁表10行目)・70 樹杪「少」(41丁表9  
 行目)・71 蓬蒿「ホウ公」(41丁裏6行目)

〔性靈集便蒙〕

〈第1冊〉

・72 渴喉「カツ公」(10丁表1行目)

〈第2冊〉

・73 象帝「少」(31丁表5行目)・74 呼召「コ長」(39丁裏3行

目)・75 永貞「上」(54丁裏1行目)

〈第3冊〉

・76 誠惶「上」(14丁表4行目)・77 逍遙「少ユウ」(21丁裏1  
 行目)

〈第4冊〉

・78 跳龍「長」(12丁表6行目)・79 弘道「公」(15丁表5行  
 目)・80 結繩「上」(23丁裏4行目)・81 称首「少」(26丁表3  
 行目)・82 菲葉「ヒ少」(28丁裏2行目)・83 皇帝「王」(33丁  
 表1行目)・84 名匠「少」(42丁裏5行目)・85 納隍「光」(44  
 丁表2行目)・86 僕従「少」(65丁表4行目)

〈第5冊〉

・87 迦葉「少」(16丁裏6行目)・88 斗筭「少」(16丁裏6行  
 目)・89 興廢「公」(19丁表6行目)・90 尤昊「公」(27丁裏3  
 行目)・91 重船「長」(28丁裏6行目)・92 珪璋「少」(30丁裏  
 3行目)・93 阿衡「公」(32丁裏6行目)・94 三教「公」(32丁  
 裏5行目)・95 垂拱「公」(33丁表1行目)・96 所撰「少」(33  
 丁裏6行目)・97 用「幼」(43丁裏4行目)・98 後「公」(47丁  
 裏5行目)

〈第6冊〉

・99 股肱「コ光」(11丁表4行目)・100 控鶴「ココク」(15丁裏  
 3行目)・101 豊登「法」(25丁裏4行目)・102 障「少」(28丁裏  
 3行目)・103 家嬰「幼」(29丁表3行目)・104 星精「少」(35丁  
 裏2行目)・105 阿衡「公」(36丁表1行目)・106 玉葉「少」(40  
 丁表9行目)・107 香饌「公」(44丁表2行目)・108 丞「上」(45  
 丁裏1行目)・109 一町「長」(49丁表5行目)・110 皇草「王」  
 (51丁裏2行目)・111 鱗衫羽袍蹄為「リンサンウ法テイ」(57丁裏1  
 行目)

〈第7冊〉

・112 奉入「法ニフ」(26丁裏6行目)・113 寂靜「上」(27丁裏6

- 行目・114 千燈料「両」(29丁表3行目)・115 染浄「上」(31丁表2行目)・116 庸調「幼」(38丁表3行目)・117 庸調「長」(38丁表3行目)・118 消禍「少」(42丁表5行目)・119 香「公」(43丁裏4行目)・120 先考「公」(44丁裏5行目)・121 奉饗「法テ」(48丁表5行目)・122 影響「エイ公」(53丁表1行目)「カウ」・123 光籠「長」(59丁裏3行目)
- 〈第8冊〉
- ・124 永蟄「幼」(6丁表1行目)・125 根葉「幼」(6丁表2行目)・126 従四位「干」(8丁表2行目)・127 良辰「両シン」(10丁裏4行目)・128 奉入「法」(13丁表4行目)・129 奉入「法干」(13丁表4行目)・130 昇格「少」(21丁表5行目)・131 葛亮「両」(23丁表4行目)・132 寥亮「両」(24丁表2行目)・133 帰承「上」(34丁裏6行目)・134 誠「上」(38丁裏6行目)・135 虹幡「公」(47丁表3行目)・136 康哉「公サイ」(51丁表2行目)・137 後葉「公」(51丁表3行目)・138 後葉「幼」(51丁表3行目)・139 信香「公」(54丁裏6行目)・140 情塵「上」(54丁裏6行目)・141 耶嬢「ヤ上」(58丁表3行目)・142 皇帝「光」(63丁裏2行目)・143 強ナルトキハ「公」(63丁裏5行目)・144 香「公」(64丁裏3行目)・145 黄泉「王」(64丁裏5行目)・146 黄葉「王」(67丁表4行目)・147 洪祚「公ソ」(74丁裏4行目)・148 魔城「上」(75丁裏5行目)・149 千葉「幼」(75丁裏5行目)・150 工夫「公フ」(81丁裏5行目)・151 萬劫「公」(82丁表5行目)
- 〈第9冊〉
- ・152 奏状「上」(1丁表2行目)・153 天皇「光」(3丁表2行目)・154 領ス「両」(5丁裏6行目)・155 蒙ル「公ム」ル(8丁裏6行目)・156 微衛「長」(9丁表1行目)・157 救療「両」(9丁裏6行目)・158 紹構「公」(13丁表4行目)・159 行年「公」(15丁裏4行目)・160 網祀「公シ」(15丁裏6行目)・161 僧網「公」(15丁裏6行目)・162 舟楫「少」(18丁表3行目)・163 網號「公ガフ」(18丁裏1行目)・164 匠医「少」(18丁裏5行目)・165 龍産「両」(19丁表5行目)・166 我方朝「長」(19丁表3行目)・167 棟越「少」(22丁表1行目)・168 鱗甲「リン公」(24丁表5行目)・169 撰誘「少」(23丁裏6行目)・170 翔蹄「少テイ」(24丁表5行目)・171 洪鐘「公」(24丁裏2行目)・172 永夜「幼ヤ」(26丁表1行目)・173 成「上」(29丁表2行目)・174 楞伽「両ガ」(29丁表2行目)・175 康守「公」(34丁裏4行目)・176 影響「幼」(43丁裏2行目)・177 影響「公」(43丁裏2行目)・178 防護「法」(47丁表3行目)・179 幼弟「幼」(50丁裏3行目)・180 澆風「行」(51丁表2行目)

A Study of KAKUHITU in “santaishi” “syoryosyu benmou”  
—The notes method by the Chinese character of the same sound—

Yasushi YUNOKI

**Abstract**

Documents from the Edo Period are in the possession of Hannyain Temple in Tsuo, Kurashiki City, Okayama Prefecture. Upon examining these documents, we found that many were written in the concave script called “kakuhitsu”.

This paper examines the relationship between Japanese notation and phonemes using the “kakuhitsu” documents found on this occasion. When writing down the readings of Chinese characters, in addition to descriptive methods using kana, there are methods for writing down the sounds of the actual Chinese characters using the same Chinese characters. With the latter methods, many points remain unclear, such as the purpose for using these methods and changes over time, etc.

This paper cites the existence of cases where the actual Chinese characters and the Chinese characters used to describe the same sounds are one and the same, and explains how the Chinese characters that describe the same sounds lose their essential rules of Chinese character use, and change to symbols that fulfill their function as phonemes. Further, the paper describes how these symbols were used to distinguish between open vowel sounds, long vowel sounds, and euphonic changes (i.e., euphonization due to continuation of a sound), which are of phonological interest regarding the Edo Period, and on this point, the phonemes that use kana have a different function.